

第7表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人等除く）

(単位:件)

年	系統		連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		計	
							うち全労協					
平成25年	118	26.6%	182	41.0%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	444	100.0%
26年	116	31.9%	141	38.7%	47	12.9%	31	8.5%	60	16.5%	364	100.0%
27年	83	24.2%	127	37.0%	57	16.6%	31	9.0%	76	22.2%	343	100.0%
28年	84	27.0%	108	34.7%	52	16.7%	33	10.6%	67	21.5%	311	100.0%
29年	72	25.4%	112	39.4%	30	10.6%	13	4.6%	70	24.6%	284	100.0%

(注)系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

第8表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

事件 年	全事件	合同労組事件		駆け込み訴え事件	
		件数	割合	件数	割合
平成25年	441	301	(68.3%)	157	(35.6%) <52.2%>
26年	363	254	(70.0%)	103	(28.4%) <40.6%>
27年	342	261	(76.3%)	134	(39.2%) <51.3%>
28年	310	225	(72.6%)	129	(41.6%) <57.3%>
29年	283	200	(70.7%)	99	(35.0%) <49.5%>

- (注)1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。
3. ()内は全事件に対する割合。< >内は合同労組事件に対する割合。